

○知事の指定する行為に係る使用料

平成 31 年 3 月 13 日

告示第 226 号

和歌山県都市公園条例（昭和 34 年和歌山県条例第 32 号）別表第 2 第 3 項の表の規定により知事の指定する行為に係る使用料を次のように定め、平成 31 年 10 月 1 日から適用する。

なお、平成 26 年和歌山県告示第 303 号（知事の指定する行為に係る使用料）は、平成 31 年 9 月 30 日限り廃止する。

行為に係る使用料

| 種 別 | 単 位 | 金 額 |
|--------------|---------|---------|
| 業として行う映画等の撮影 | 1 時間につき | 2,200 円 |
| ラジオ放送の中継 | 1 日につき | 1,100 円 |
| テレビ放送の中継 | 1 日につき | 2,200 円 |

備考 業として行う映画等の撮影の期間が、1 時間に満たないとき又はその期間に 1 時間に満たない端数があるときは 1 時間、ラジオ放送又はテレビ放送の中継の期間が 1 日に満たないとき又はその期間に 1 日に満たない端数があるときは 1 日として計算する。